

家畜保健衛生だより

平成28年度 第11号

北海道で回収されたオオハクチョウの死骸1体から鳥インフルエンザの遺伝子が検出されました。

環境省は平成28年11月14日付けで、北海道中標津町で7日に回収した渡り鳥のオオハクチョウの死骸1体についてはA型インフルエンザウイルスの**遺伝子検査が陽性**、並びに15日付けで、秋田県秋田市で15日死亡した飼育下のコクチョウの死体1体について、A型インフルエンザウイルスの**簡易検査が陽性**だったと発表しました。高病原性鳥インフルエンザの確定検査は1週間ほどかかります。検査の結果、陰性となることもありますが、前倒しの対応として、回収地点から10キロ圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しました。

更に、韓国当局の情報によると、韓国忠清南道天安(チョナン)市において野鳥の糞から高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)ウイルスが検出されました。このことを踏まえ、国内ではこれから本格的な冬鳥の飛来シーズンを迎えることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国対応レベルを「対応レベル2(近隣国発生時)」に引き上げます。

家きんを飼養している皆様におかれましては、この様な状況下、鳥インフルエンザの発生を防止するため、飼養衛生管理状況の確認、野生動物の侵入防止対策、監視体制の強化等について、万全を期すようお願いいたします。なお、今後の新たな情報については、神奈川県畜産課のホームページ等の最新情報を確認してください。

神奈川県畜産課ホームページ : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f521/>

野鳥・ねずみ等の野生動物の対策

- 家きん舎の屋根や壁面、防鳥ネットの破損を点検し、破損を速やかに修繕しましょう。
- 給餌・給水設備や飼料保管場所への野生動物の排泄物混入を防止しましょう。また、定期的なネズミの駆除に努めましょう。

日頃の健康観察

- 早期発見のためにも日頃から飼養する家きんの健康観察を入念に行いましょう。

異常家きんを発見した際の早期通報

- 次のような特定症状などが見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合(ただし、非常災害や設備の故障等明らかな事情は除きます。)

鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合など。



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL : 0463-58-0152 FAX : 0463-58-5679